

## 亀山市告示第169号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年7月15日

亀山市長 櫻井 義之

### 1 変更があった地縁による団体の名称

中尾組丁内会

### 2 変更があった事項及びその内容

#### (1) 区域

変更前 本会の区域は、亀山市田村町129番地1から167番地まで、219番地2、407番地3、410番地、430番地、435番地、523番地及び1135番地12とする。

変更後 本会の区域は、亀山市田村町112番地から173番地まで、219番地2、407番地3、410番地、430番地、435番地、523番地及び、1135番地12とする。

#### (2) 規約に定めた解散の事由

変更前 本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。

変更後 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

### 3 変更の年月日

令和4年5月21日

### 4 変更の理由

#### (1) 区域の見直し、表記の修正

#### (2) 地方自治法の一部改正による